

障害者雇用促進事業者等登録申請について



申請に必要な書類

1. 障害者雇用促進事業者等登録申請書 (様式第1号)
2. 障害者雇用状況計算書 (様式第2号)
 - 各様式は、滋賀県ホームページに掲載しています。
滋賀県ホームページ内「ナイスハート物品購入制度」で検索

よくある質問

従業員10人程度の会社です。短時間勤務の障害者を雇用していますが、該当しますか？

- ・ 県内事業所の労働者の総数が40.0人未満の事業者については、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者(※)で、1年を超えて雇用される(見込みを含む。) 障害者が、実人数で1名以上の場合に該当します。※重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である者も含む。

中小企業者とは？

- ・ 次の表に該当する会社です。「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当します。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造・建設・運輸・その他	3億円以下	300人以下

登録の申請はいつでもできますか？

- ・ 随時受け付けています。申請に必要な書類を郵送または持参で会計管理局管理課へ提出してください。

登録の有効期間はありますか？

- ・ 登録の有効期間は、滋賀県の物品等に係る競争入札参加資格の登録有効期間が終了する日までです。(最長2年間)

障害のある方々の安定的な就労を目指して!

滋賀県ナイスハート 物品購入制度



滋賀県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)を踏まえ、障害のある方の雇用促進および福祉的就労の促進を目的に、物品の購入や役務の調達に当たり、障害のある方を積極的に雇用している事業者や障害者就労施設等から、優先的に物品等の購入を行う「滋賀県ナイスハート物品購入制度」を実施しています。

障害のある方の雇用機会の拡大と安定的な就労の実現のために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

障害者を雇用されている県内の事業者の方へ
障害者雇用促進事業者等への **登録** をお願いします。

県内の事業者の方へ
障害者就労施設等からの物品等の優先調達にご
理解とご協力をお願いします。

県内の障害者就労施設等の方へ
取扱い商品について **情報提供** をお願いします。

滋賀県



滋賀県は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の視点を県政に活用しています。

ナイスハート物品購入制度には次の2つの優先的な取扱いがあります



1 障害者雇用促進事業者等からの優先調達

滋賀県では、障害者の雇用促進を図るために、障害者雇用促進事業者等に登録をいただいた方から優先的に物品の購入および役務の調達を行っています。

障害者雇用促進事業者等とは

アとイの2つがあり、それぞれの要件のすべてを満たす方で、申請により障害者雇用促進事業者等に登録された方をいいます。

ア 障害者雇用促進事業者

- ① 滋賀県の物品等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 滋賀県内に本店、支店または営業所等を有する中小企業※1、個人事業者等
- ③ 滋賀県内の本店、支店等の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の総数が、労働者の総数の2.5%以上（1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。労働者の総数が40.0人未満の事業者は、障害者雇用者数が0.5人以上（実人数が1人以上）であることが要件。）※1 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる事業者をいいます。

イ 特例子会社等

- ① 滋賀県の物品等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 県内に所在する特例子会社または重度障害者多数雇用事業所※2

※2 障害者優先調達推進法施行令第1条に規定する会社または事業所

登録申請
(随時受付)



会計管理局管理課

会計管理局管理課で申請書の審査を行います。

適格と認められた場合には、審査の結果を申請者へ通知するとともに名簿に登録します。有効期間は、滋賀県の物品等に係る競争入札参加資格の有効期間が終了する日までとなります。

問い合わせ先

滋賀県会計管理局管理課 エコオフィス係
TEL 077-528-4314 FAX 077-528-4920 E-mail ka10@pref.shiga.lg.jp

審査・登録



通知

障害者雇用促進事業者等として登録されると

県における優先的な取扱いが受けられます。

- | | |
|---------|---|
| 競争入札の場合 | 物品等の競争入札を行う場合、障害者雇用促進事業者等であることを入札参加条件として入札を実施します。 |
| 随意契約の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ◎公募型見積合せ（オープンカウンタ）
障害者雇用促進事業者等であることを見積参加条件として見積合せを実施します。 ◎指名型見積合せ
障害者雇用促進事業者等を優先して選定します。 |

2 障害者就労施設等からの優先調達

企業等での就労が困難な障害のある方々は、障害者就労施設等で就労支援を受けながら仕事をしていますが、障害者就労施設の一つである県内就労継続支援B型事業所で就労する方が受け取る就労収入の平均は、月額3万円に達していない状況です。

滋賀県では、法律に基づき、障害者就労施設等からの物品購入等を積極的に行うことを通じて、障害のある方々の就労収入の向上に取り組んでいます。県の全ての機関が障害者就労施設等に発注するという目標を設定するとともに、障害者就労施設等へ物品等の発注を行う場合、一定額の範囲内のものについて優先的に発注しています。

※障害者就労施設等で提供できる物品および役務の発注について随意契約をする場合、見積を依頼する相手方を障害者就労施設等に限定する。

対象となる障害者就労施設等

- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 障害福祉サービス事業を行う施設
- 特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所
- 在宅就業障害者
- 在宅就業支援団体
- 社会的事業所
- 滋賀型地域活動支援センター

物品・役務（サービス）の品目例

- | 《物品》 | 《役務（サービス）》 |
|-----------|---------------|
| ① 事務用品・書籍 | ① 清掃・施設管理 |
| ② 印刷 | ② 情報処理・テープ起こし |
| ③ 食料品・飲料 | ③ クリーニング |
| ④ 小物雑貨 | ④ 飲食店等の運営 |
| ⑤ その他の物品 | ⑤ その他のサービス・役務 |

取扱い物品等の情報を収集
⇒こちらの県ホームページで
紹介しています。



購入

発注

県の
各機関

(発注促進)
情報提供・
事例紹介

健康医療福祉部障害福祉課

- 障害者就労施設等が供給できる物品・役務の情報を収集し、県の各機関に提供するとともに発注を促します。
- 県の取組方針および調達実績額は、県のホームページで公表しています。
*滋賀県ホームページ内「障害者優先調達推進法」で検索

県HP「しが障害者施設応援企業認定制度」⇒



県内の事業者のみなさまへ

障害者就労施設等からの物品購入の取り組みを広げるため、県では、事業者のみなさまが障害者就労施設等から物品の調達等を行った場合に、「しが障害者施設応援企業」として認定する制度を実施しています。この認定を受けていることは、滋賀県土木交通部が実施する県内企業を対象とした建設工事の入札参加資格審査における評価項目の加点対象となるほか、競争入札参加資格の審査または総合評価一般競争入札もしくはプロポーザルにおける落札者決定等において評価対象となっております。

県内の障害者就労施設等のみなさまへ

事業所で取り扱う物品・役務等の商品について、情報提供をお願いします。

問い合わせ先：障害福祉課 社会活動係
TEL 077-528-3541 FAX 077-528-4853 E-mail ec0003@pref.shiga.lg.jp



障害のある方々の雇用促進と安定的な就労の実現へ



障害のある方々の安定的な就労を目指して、
県が取り組んでいる「滋賀県ナイスハート物品購入制度」にご理解いただき、
登録されている事業者（令和7年8月27日現在 五十音順）

特定非営利活動法人アイ・コラボレーション（草津市）
アオキテクノ株式会社（守山市）
株式会社アダムスセキュリティ（草津市） 【STEP1-A コース】
有限会社アニテック（大津市）
アマナエレン株式会社（大津市）
株式会社エスサーフ（大津市） 【STEP1-B コース：SGN 会員】
小川良株式会社（東近江市）
喜多嘉和株式会社（彦根市）
株式会社桑原組（高島市） 【SGN 会員】
有限会社奎文堂（大津市）
株式会社サンファミリー（長浜市） 【STEP1-B コース：SGN 会員】
滋賀センコー運輸整備株式会社（草津市）
株式会社シガドライウィザース（彦根市） 【STEP1-A コース：SGN 会員】
株式会社シミズ事務機（大津市） 【STEP2-B コース：SGN 会員】
杉橋建設株式会社（高島市）
株式会社スマイディア（栗東市） 【STEP1-B コース：SGN 会員】
株式会社成功産業（彦根市）
株式会社タケノウチ（大津市）
電気硝子ユニバーサポート株式会社（大津市） 【SGN 会員】
東洋産業株式会社（野洲市）
株式会社ナショナルメンテナンス（彦根市）
ナントセキュリティーサービス株式会社滋賀支店（甲賀市）
株式会社ヒコハン（彦根市） 【STEP1-A コース：SGN 会員】
株式会社三峰環境サービス（湖南市）
社会福祉法人メイプル（草津市）
株式会社ヤサカ（高島市） 【STEP1-B コース：SGN 会員】

計 26 者

（参考） 令和 6 年度の契約実績 102,832,113 円

滋賀県ナイスハート物品購入制度

1 制度の概要

滋賀県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第10条第2項の規定を踏まえ、県内の障害者の雇用および福祉的就労の促進を図ることを目的に、県が発注する物品の購入や役務の提供に係る契約（以下「物品等に係る契約」という。）において、積極的に障害者を雇用している事業者（以下「障害者雇用促進事業者等」という。）や福祉的就労の取組を行っている障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等（以下「障害者支援施設等」という。）から、優先的に調達を行う「滋賀県ナイスハート物品購入制度」を実施しています。

2 優先調達の対象となる事業者等の要件

(1)障害者雇用促進事業者等

*障害者雇用促進事業者

次に掲げる要件をすべて満たす方で、申請により障害者雇用促進事業者の登録を受けた方をいいます。

- ① 「滋賀県物品等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- ② 滋賀県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
(滋賀県外に本店を有する事業者は、滋賀県内の支店、営業所等に滋賀県との取引の権限を委任していること。)
- ③ 2のうち会社および個人にあっては、中小企業者であること。
- ④ 滋賀県内の本店、支店、営業所等において、障害者雇用率が2.5%以上であること。

*特例子会社等

次に掲げる要件をすべて満たす方で、申請により特例子会社等の登録を受けた方をいいます。

1. 「滋賀県物品等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
2. 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の規定に基づき同法施行令第1条に規定する事業所（いわゆる特例子会社または重度障害者多数雇用事業所）であって、滋賀県内に所在するものであること。

(2)障害者支援施設等

滋賀県内の次の施設をいいます。

1. 障害者支援施設
2. 地域活動支援センター
3. 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援または就労継続支援の事業）を行う施設
4. 在宅就業障害者
5. 在宅就業支援団体
6. 社会的事業所
7. 滋賀型地域活動支援センター